

輪島市監査公表第4号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、輪島市監査基準に準拠し執行した監査の結果について、同条第9項及び同基準第17条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和6年3月27日

輪島市監査委員 飛岡 穰

輪島市監査委員 一二三 秀仁

定期監査結果報告

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査期日

令和5年10月4日

3 監査の対象

行政委員会の事務局（選挙管理委員会事務局・農業委員会事務局）

4 監査の着眼点

- (1) 事務事業が法令や条例等に従って適正に行われているか
- (2) 資料等の計数が正確であるか
- (3) 最小の経費で最大の効果を挙げているか
- (4) 能率的な事務処理が行われているか
- (5) 所期の目的を達成し効果を上げているか
- (6) 前回監査等での指摘事項、意見に対する措置状況について

5 監査の実施内容

令和5年度の事務事業（令和4年度の関連分を含む）について、事前提出された監査資料を財政的観点に基づき審査し、関係職員から説明を聴取し実施した。また、行政的観点に基づいた審査もあわせて実施した。

6 監査の結果

監査した財務に関する事務及び行政事務については、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

【農業委員会事務局】

「意見」

昨年タブレットを導入し、農地のデータや地図等を入力し活用されているとのことだが、国のデータシステムの整備が進んでいないと聞く。実用的なタブレットにするためにも県の農業会議等に積極的に働きかけをお願いしたい。